

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 67 号)

令和3年3月22日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分公開決定については、請求対象文書の特定に不備があるため、これを取り消し、改めて請求対象文書を特定した上で決定を行うべきである。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

令和2年10月27日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の名称又は内容)

前入居者退居時又は公文書請求人に入居させた際の部屋の状況(改装)を記載した記録の一切 床、天井、チャイム等(破壊を含む)

2 実施機関の決定

令和2年11月2日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、平成18年11月30日付け〇〇団地〇〇棟〇〇号の市営住宅明渡届(以下「本件公文書」という。)を特定し、条例第11条第1項の規定に基づき公文書部分公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

令和2年11月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

〇〇団地〇〇棟〇〇号室に審査請求人を入居させた際の状況(床・天井・チャイム等)改装等を記載した記録の一切を公開せよ。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 公開された文書は前入居者の明渡届にすぎない。
- 2 当該部屋は、排水管が詰まり、風呂の蛇口から水が吹き出し、ベランダの金具が壊れ、床は傾き、郵便受けはテープで封鎖され郵便物が届かず、部屋のチャイムは垂れ下がったままである。
- 3 公開を求めたのは、前入居者退居時又は現入所者に入居させた際の部屋の状況を記載した記録であって、前々入居者の退居時の記録を求めているし、関連文書を求めたこともない。
- 4 請求した文書は存在しないという説明は一度も受けていない。また、公開された文書が請求した文書そのものではなく、関連文書であるとは認識していない。

- 5 部屋を酷い状態にした人の情報を大津市が書類に残すのは常識である。
- 6 住宅を返すには元の状態が分からなければならない。自分が破壊したものなら直すのは当然だが、壊れたものを貸して、条例では原状回復することになっているなどと言っていることが馬鹿げていてナンセンスである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 公開請求の際の審査請求人からの聴き取りによると、審査請求人が罹災による一時使用の終了の際に審査請求人自身が、修繕が必要となる箇所を特定する目的で破損や改装の記録を請求したものであったが、当該部屋は公開した文書に書き添えられたとおり、罹災者用の部屋としての利用を行っており、通常の一般入居用の市営住宅の扱いとは異なり、入居前の改装は行っておらず、故意とみなされるような破損等がない限り、罹災入居者に対して修繕を求めたり、本市で修繕を行っておらず、請求された破損や改装を記録した公文書は存在しない旨口頭で回答した。しかしながら、情報を広く公開しようという意図から、罹災待機部屋という扱いとしていることが記載された前々入居者の退居時の記録を公開したものである。
- 2 審査請求人は、住宅課職員から審査請求人が入居する際の破損や改装の記録がない旨の説明を受けたが、改装の記録の文書が存在しないこと自体に関して審査請求するために、今回公開した公文書の写しの交付を受ける旨発言し、受領したことから、当該公文書は審査請求人が請求した文書そのものではなく、関連文書であることを認識していたものと考ええる。
- 3 一般入居の場合は退居時に、原状回復のため浴槽等を撤去させるが、当該部屋は、他に空き部屋があり、浴槽付きという付加価値もあることから、急遽使用する必要がある罹災者の一時使用に適すると考え、退居時のままにしてきた経過がある。
- 4 罹災者による一時使用の終了の際には、忘れ物や施設の破損がないか使用者立会いのもと確認して鍵の返却を受けるが、故意による破損等がない限り修繕を求めることはない。これらの確認は口頭で行い、文書を作成することはない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公文書について

本件公文書は、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例第35条の規定により、入居者が市営住宅を明け渡す際に届け出る文書であり、届出日、団地名、棟、号室、入居者氏名、印影、移転先、明渡理由等が記載されている。

実施機関は、記載事項のうち、入居者氏名、印影及び移転先を、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号に掲げる非公開情報に該当することを理由に非公開とした。

審査請求人は、公開された文書は前々入居者の明渡届に過ぎず、文書の特定に誤りがあることを主張し、前入居者退居時又は現入居者入居時の部屋の状況を記録した文書の公開を求めているが、氏名等を非公開としたことについては争いがないため、当審査会としては、実施機関

の行った文書特定の妥当性について判断する。

2 実施機関が本件公文書を請求対象文書として特定したことの妥当性について

条例第3条において、実施機関の責務として、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるよう、この条例を解釈し、運用すると規定されている。この趣旨に鑑みると、請求に係る公文書の特定に当たっては、常識的な範囲で可能な限り広く請求が認められるよう合理的かつ客観的に公文書公開請求書の文言を解釈すべきである。

この観点から、実施機関が本件公文書を請求対象文書として特定したことの妥当性について検討する。

公文書公開請求書には、前入居者退居時又は審査請求人に入居させた際の改装や破損の状況を記載した記録一切の公開を、部屋を特定せずに請求する旨が記載されている。

これに対して、実施機関は、請求時の聴取りや過去の経緯を踏まえ、〇〇団地〇〇棟〇〇号に関する文書に係る請求であると判断したことについて争いはなく、この点については適正であったものと思料する。

しかしながら、公文書公開請求書の記載内容や、実施機関が弁明書等で公開請求の受付時に審査請求人が自身による修繕が必要となる箇所を把握する目的であることを聴き取ったと述べていることを踏まえると、審査請求人が、前々入所者に係る文書の公開をも求めているとは認め難く、文書の特定に不備があったと言わざるを得ない。

また、実施機関は、請求対象公文書が存在しないことを、審査請求人に対して口頭で伝えたと述べているが、条例11条では、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならないと規定していることから、請求対象公文書が存在しないのであれば、その理由を付して文書により通知すべきであった。

3 本件公文書以外の文書の存在について

実施機関によると、罹災者の一時使用終了時には、一時使用者立会いのもと、施設の破損等について確認を行うが、部屋の状況を記録することはないとのことであった。また、罹災者による市営住宅の一時使用について市が定めた要領においても一時使用終了時の記録作成についての規定はない。

以上のことから、前入居者退居時又は審査請求人入居時の当該部屋の状況を記録した文書が存在しないことについて、特段不合理な点は認められない。

4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の意見

1 文書の特定について

本件では、実施機関が、請求の趣旨を拡大して解釈した結果、請求者の意図とは相当異なる文書を請求対象公文書として特定することとなった。

実施機関の情報を広く公開しようという意図は、条例第3条の趣旨には沿っているが、通常は、

公文書公開請求書の文言に不明な点等があれば、請求者に確認するなどして請求対象公文書の特定を行うところであり、第6の2で述べたように、合理的かつ客観的に公文書公開請求書の文言を解釈すべきであったと考えるので、今後は留意されたい。

2 文書の作成について

条例は、第1条において、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされ、公正で透明な信頼される市政の運営の確保に努めることを目的として掲げており、適切な公文書の作成はその前提であると考えてるので、この観点より意見を述べる。

実施機関の説明によると、災害罹災者の一時使用に供する部屋は、一般入居用とは異なり、使用期間満了後ごとの改装や、使用者が設置した設備等の撤去は行わないとのことであった。

一方で、故意による破壊等については修繕を求めるとのことであり、このような事態が生じた際に、一時使用開始前後の部屋の状態を記録した文書が存在しないと、必要な修繕の範囲を定めるのに支障をきたす可能性が否定できず、また、市民の財産である行政財産の適正な管理に資するためにも、一時使用終了時又は開始時に部屋の現況等を記載した文書を作成することについて検討されたい。

第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月 7日	諮問書の受理
令和3年 3月 5日	審査請求の概要説明 実施機関からの事情聴取 審査請求人からの意見陳述 審議
令和3年 3月22日	答申